

■見込み量確保のための方策

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた障がい児通所支援等の充実に努めます。

障がい児通所支援については、利用実績が増加しており、今後も増加が見込まれることから、香川県や圏域の市町と連携し、必要な体制の確保に努めます。

(6) 障がい児相談支援

■事業の概要

障がいのある児童が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人	478	542	602	662	722	782

※「人」は「各年度の年間計画作成完了人数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

障がい児通所支援の利用者の増加に伴って利用実績も増加しています。適切にサービスを利用することができるよう、障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

本計画における成果目標

項目	目標	考え方
*児童発達支援センターの設置	1箇所	地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として設置を継続します。
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	実施中	障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、*児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことを推進します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	市単独または圏域において、少なくとも1箇所以上確保を継続します。
*医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、*医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を継続します。
*医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	

○障がい児の*ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築に努めるとともに、障がい児が障がい児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進することに努めます。

○人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（*医療的ケア児）等に対して、関係機関等が連携を図り、包括的な支援体制の構築に努めます。